

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

(1) 県条例の適用除外規定

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号。以下「県条例」という。）第27条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定める（規則第29条）ところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしている。

(2) 適用除外項目

新たに条例が制定された、武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成24年武豊町条例第10号）（以下「武豊町条例」という。）及び現在適用除外項目を定めている市町の条例の規定について検討を行った。

その結果、武豊町条例は県条例第9条の説明会の開催に係る規定について、一般廃棄物処理施設に係る規定を除き県条例と同等以上の効果を期待することができるものと認められるので、県条例第9条の規定の一部を適用除外とする。

また、瀬戸市及び東浦町の区域については、従来は一般廃棄物処理施設の設置等の許可申請がなされる可能性がないに等しいものとして県条例第9条全体を適用除外としていたが、民間活力の利用等社会情勢の変化を受け、今後、各市町において民間業者活用への方針変更がなされ、新たに民間業者からの事業参入に係る一般廃棄物処理施設の設置等の許可申請がなされる可能性も想定されるため、一般廃棄物処理施設に係る説明会については県の規定を適用させることとし、県条例第9条の規定の一部を適用除外とする。

2 改正の内容

（規則第29条の改正）

武豊町条例の施行により、武豊町の区域について、一般廃棄物処理施設に係る部分を除き県条例第9条の説明会の開催に係る規定を適用除外とし、一般廃棄物処理施設に係る規定を設けていない瀬戸市及び東浦町についても武豊町と同様の規定に改める。

3 施行期日

平成24年12月18日

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋市条例第六十八号)の項及び豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)の項 略	
瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)	第九条(法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可(法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。以下「産業廃棄物処理施設の設置等の許可」という。)を受けようとする者に係る部分に限る。)
春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年春日井市条例第三十号)の項及び豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例(平成十八年豊田市条例第五号)の項 略	
東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例(平成二十一年東浦町条例第十二号)	第九条(産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。)
武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例(平成二十	第九条(産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けよ

旧

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 同上

同上	
瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)	第九条
同上	
東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例(平成二十一年東浦町条例第十二号)	第九条

四年武豊町条例第十号)

うとする者に係る部分に限
る。)